# 中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針 (変更)

北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号。以下「条例」という。) 第17条第4項の規定に基づき、中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

### 1 指定の区域

名称	指定の区域		
中富良野町中富良野第 5地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域	空知郡上富良野町 21 番地 1、21 番地 3、21 番地 5 から 7 まで、21 番地 9、21 番地 12 及び 13、79 番地 1 及び 2、79 番地 5、79 番地 7、79 番地 12、79 番地 14 から 17 まで、80 番地 1 から 13 まで、205 番地 1、205 番地 3 から 5 まで、205 番地 8、205 番地 1、286 番地 1 から 6 まで、286 番地 8 から 5 まで、205 番地 8、205 番地 1、286 番地 1 から 6 まで、286 番地 8 から 13 まで、287 番地 1、287 番地 3 及び 4、287 番地 8、357 番地 1、357 番地 4 及び 5、357 番地 7、357 番地 9、357 番地 14 から 16 まで、358 番地 1 及び 2、358 番地 4 及び 5、683 番地 1、683 番地 3 から 5 まで、683 番地 1、683 番地 1、712 番地 5 から 7 まで、972 番地 1、972 番地 3、978 番地 1、1097 番地 2、1097 番地 4 から 8 まで、1098 番地 1から 3 まで、1099 番地 1、1099 番地 10 及び 11、1099 番地 13 から 15 まで、1099 番地 17 から 20 まで、1099 番地 23、1221 番地 2 から 3 まで、1221 番地 18 から 21 まで、1242 番地 1 から 3 まで、1242 番地 1 から 3 まで、1242 番地 1 から 5 まで、1242 番地 1 から 5 まで、1242 番地 1 から 5 まで、1242 番地 1 から 3 まで、2216 番地 2 から 10 まで、2216 番地 16、2216 番地 120 な 23、2216 番地 17から 10 まで、2216 番地 121、2216 番地 123、2216 番地 165、2216 番地 150 から 16 まで、2216 番地 190、2216 番地 174、2688 番地 1、2688 番地 3 から 16 まで、2216 番地 19、25 まで、2693 番地 8 から 12 まで、2692 番地 10、2692 番地 19、2693 番地 7、2693 番地 9、3095 番地 2、3095 番地 4、3095 番地 6、3095 番地 1、3855 番地 8 及び 9、5600 番地 1 から 4 まで、5601 番地、5895 番地、5895 番地、5896 番地、5897 番地、5896 番地、5897 番地、5909 番地、5909 番地、5898 番地、5908 番地、5906 番地、5909 番地、5909 番地、5909 番地、5917 番地、5917 番地、5918 番地、6047 番地、6445 番地 2、675 番地 8、6453 番地 2、753 番地 6、761 番地 2、1201 番地 1、1201 番地 6 及び 7、1201 番地 10、1202 番地 4 及び 5、1202 番地 9、1290 番地 1 から 8 まで、1291 番地 9 から 11 まで、5073 番地 5074 番地 5075 番地 5076 番地 1 200 番地 1 及び 2、6371 番地 1、6376 番地 2、6765 番地 1 及び 2、6371 番地 1、6376 番地 2、6765 番地 1 及び 2、836 番地 6、836 番地 11 から 14 まで、1550 番地 16 から 19 まで、テフラ		

名称	指定の区域		
	156、2212 番地 159 から 164 まで、2212 番地 173、2212 番地 175 から 177 まで、2212 番地 180、2212 番地 182、2212 番地 184、2212 番地 186 及び 187、2212 番地 189、2212 番地 191、2212 番地 193、2212 番地 196、2212 番地 201、2212 番地 260 及び 261、2212 番地 267 及び 268、2212 番地 322、2212 番地 325、2212 番地 333、2212 番地 338、2212 番地 365 及び 366、2212 番地 392、2212 番地 409、2212 番地 431、2212 番地 436 及び 437、2212 番地 446、2212 番地 616、2212 番地 657 及び 658、2212 番地 672 から 676 まで、2548 番地 1 から 5 まで、2549 番地 1 から 4 まで、3068 番地 1 から 4 まで、3541 番地 1 から 6 まで、4136 番地、4137 番地 4138 番地 1 から 3 まで、7211 番地 3、7212 番地 2、7227 番地 2、7226 番地 2、7226 番地 2、7276 番地 2、7276 番地 2、7278 番地、7401 番地、10076 番地、10078 番地 10309 番地 2、10330 番地、11782 番地、10076 番地、11806 番地、11808 番地、11808 番地、11808 番地、11827 番地まで、11864 番地から 11883 番地まで、11833 番地、11836 番地から 11889 番地まで、11933 番地から 11942 番地まで、11945 番地から 11914 番地まで、11916 番地から 1198 番地まで、11942 番地から 11945 番地まで、11979 番地、12004 番地、12114 番地、12145 番地、12125 番地から 12176 番地まで、12166 番地から 12188 番地まで、12166 番地から 12188 番地まで、12166 番地から 12188 番地まで、12166 番地から 12208 番地から 12208 番地から 12208 番地から 12208 番地から 12208 番地まで、12208 番地がら 12208 番地をで、12208 番地をで、12208 番地をで、12208 番地をで、12208 番地をで、12208 番地をで、12208 番地がら 12231 番地をで、12208 番地がら 12245 番地をで、2450 番地 1 から 7 まで、2450 番地 9、2450 番地 1 から 18 まで、2450 番地 9、2450 番地 1 から 18 まで、2450 番地 1 から 7 まで、2450 番地 1 から 10 まで、356 番地 10、360 番地 2、303 番地 4、203 番地 5 10 まで、356 番地 10、360 番地 2、303 番地 8 から 10 まで、356 番地 10、360 番地 2、360 番地 14、644 番地 16 から 18 まで、692 番地 9 から 12 まで、693 番地 31 及び 32、693 番地 34、693 番地 36 及び 37、704 番地 21 から 24 まで、970 番地 4、971 番地		
	12、973 番地 7、973 番地 9、974 番地 9 及び 10、974 番地 14、974 番地 17、974 番地 20、974 番地 23、1095 番地 3、1095 番地 6 から 8 まで、1095 番地 10、1095 番地 20、9291 番地 ※中富良野町中富良野第 5 地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域区域図に示すとおり		

## 2 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、湧水から原水を取り入れていることから、中富良野町中 富良野地区簡易水道の取水施設が設置されている地点から一定距離の 区域とした。		
面積	3,710,281 m <sup>2</sup> (中富良野町中富良野第1・第2・第4地区水資源保全地域との重7 841,286 m <sup>2</sup> を含む。)		
区域設定の考え方	当該区域の取水地点から半径1km の範囲を基本として、地番単位の 区域で国有地を除き提案区域とした。		
対象区域の状況	対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において農業地域及び森林地域に区分されているほか、森林法に基づく上富良野町森林整備計画及び中富良野町森林整備計画において水源涵養林が所在し、また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が所在する区域である。 さらに、中富良野町中富良野地区簡易水道の取水施設(給水人口:480人、給水量:163㎡/日)の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。		

### (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、中富良野町中富良野第5地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

- ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源 の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。
- イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、 水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

#### 別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う 場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨上富良野町では上富良野町長に、中富良野町では知事に届け出ること。	北海道水資源の 保全に関する条 例

要件	必要な手続等		根拠法令等
一定面積以上の土地 取引行為を行う場合	事後届出	10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者 (買主等)は、契約締結後の2週間以内 に、上富良野町長又は中富良野町長を経 由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地 の所有者となった場 合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること(国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要)。	森林法
農地又は採草放牧地 を売買又は貸借等を する場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等を する場合は、売主(貸主等)と買主(借主 等)が連署で上富良野町農業委員会又は 中富良野町農業委員会に申請を行い、許 可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、上富良野町農業委員会又は中富良野町農業委員会の許可(農地が4haを超える場合は知事の許可)を受けること。	農地法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外 国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地 利用基本計 画に沿った 土地利用を 行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「農業地域」は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、土地利用については、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	国土利用計画法

要件		根拠法令等	
		北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	
建築物や特定工作物 の建築等のために行 う土地の区画形質の 変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1 ha 以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事又は上富良野町長の許可(開発許可)を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土 地において、予定建 築物以外の建築物等 の新築等、建築物の 改築、用途を変更す る場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事又は上富良野町長の許可(建築等の制限解除)を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法
一定規模を超える建 築物等の建設、開発 行為等の行為を行う 場合	事前届出	北海道景観計画に基づき、一定の規模を 越える建築物・工作物の新築・増改築、開 発行為等を行う場合、着手の30日前ま でに、中富良野町では知事に届け出るこ と。	景観法
屋外広告物を提出する場合	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている 区域があることから、区域内で屋外広告 物を掲出する場合は、上富良野町では上 富良野町長、中富良野町では知事の許可 を受けること。	北海道屋外広告物条例
森林の施業等を行う場合	市町村森林 整備計画に 沿った森林 施業等を行 うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、上富良野町森林整備計画及び中富良野町森林整備計画において、水源涵養林にゾーニングされていることから、森林整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。	森林法

要件	必要な手続等		根拠法令等
民有林の立木の伐採 等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること。また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内に上富良野町長又は中富良野町長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象 となる森林につい て、計画に定められ ている立木の伐採等 を行う場合	事後届出 (計画は事 前に記載)	一定の要件を満たすものとして上富良野町長又は中富良野町長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に上富良野町長又は中富良野町長等に届け出ること。	森林法
一定規模を超える森 林の開発行為を行う 場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1ha (太陽光発電設備の設置を目的とする場合は 0.5ha) を超えて開発 (土地の形質を変更する行為) する場合は、知事の許可を受けること。	森林法
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域に指定されている区域があることから、区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、上富良野町長又は中富良野町長の許可を受けること。	農業振興地域の 整備に関する法 律
一定の規模以上の土 地の形質の変更を行 う場合	事前届出	3,000 ㎡以上(現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあっては900 ㎡以上)の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壤汚染対策法
特定の開発行為を行う場合	許可	Iha 以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を 行う場合	事前確認	100 人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が20 立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合などは、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法

要件	必要な手続等		根拠法令等
専用水道の設置等を行う場合	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が100人を超える場合は、知事に届け出ること。	水道法
自家用工業用水道の 布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートルを 超える自家用工業用水道を布設した場合 は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届 け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出 する施設を設置する 場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設(特定施設) を設置する場合は、工事に着手する60 日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える 物質を排出するおそれのある施設として 法令に定める特定施設の設置等を行う場 合は、着工の60日前までに、上富良野 町長又は中富良野町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設 置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合 は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置 又は変更する場合は、水道水源となる原 水に影響を与えるおそれがないよう配慮 等し、知事の求める事業計画書を提出す ること。	北海道循環型社 会形成の推進に 関する条例
周知の埋蔵文化財包 蔵地で土木工事等を 行う場合	事前届出事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を 行う場合は、着工の60日前までに北海 道教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接す る、所在する可能性がある場合、総工事 面積が1ha以上の場合は、開発事業等の 計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育 委員会に照会の上、必要に応じ北海道教 育委員会に協議すること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上の特定工場(製造業、電気・ガス・熱供給業者)を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること。	工場立地法

要件	必要な手続等		根拠法令等
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の 設定を受けた後、鉱業実施の基本計画と なる施業案を定め北海道経済産業局長の 認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合 は、北海道経済産業局長の許可を受ける こと。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場 所ごとに採取計画を定め、知事又は河川 管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場 所ごとに採取計画を定め、知事の認可を 受けること。	採石法
河川の流水や敷地の 利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川 法施行条例並び に普通河川管理 条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事等の許可を受けること。	温泉法
ホテル、旅館などの 経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事等の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前 に協議すること。	ゴルフ場開発の 規制に関する要 綱
一定規模以上の建物 等の建設を行う場合	事前協議	一定規模以上の建物等の建設などを行う 場合は、上富良野町長に事前協議を行う こと。	かみふらの景観づくり条例

<sup>※</sup>本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。